

「税関手続申請システムを使用して行わせることができる税関関係手続等及び利用申込手続の取扱いについて（平成 1 5 年 2 月 2 8 日財関第 1 9 6 号）」の一部改正について

標記の件について、下記のとおり改正し、平成 1 6 年 7 月 1 5 日から実施することとしたので、了知ありたい。

記

1 . 第 2 章に次の 2 項を加える。

（ E D I 接続申込み ）

2 - 3 利用者が、自社システムで作成した E D I 電文（電子データ交換用電文）をシステムに係る入出力用プログラムを使用せずにシステムに送受信すること（以下「 E D I 接続」という。）を希望する場合の申込手続は、次による。

(1) システム新規申込者

2 - 1 (1)の届出の時に、「調査票」の「利用者側ダイヤルアップ電話番号」欄に E D I 接続の際に使用する電話番号を記入させる。

(2) システム既利用者

「調査票」（変更）の「利用者側ダイヤルアップ電話番号」欄に E D I 接続の際に使用する電話番号を記入させ、当該調査票を提出させる。

（ E D I 接続試験申込み ）

2 - 4 新規に E D I 接続を行う場合は、税関手続申請システム利用規約第 5 条に規定する接続試験をあらかじめ行うこととし、その申込手続は、次による。

(1) 申込みの方法

別紙様式 3 「接続試験申込書」に必要事項を記入させ、システム担当に 1 部提出させる。

(2) システム担当の処理

システム担当は、「接続試験申込書」を確認後、別紙様式 4 「接続試験確認書」に接続試験日時を記入し、(1)擬似データ、(2)接続試験業務入力可否一覧、(3)接続試験可能業務フロー図及び(4)接続試験内容の留意事項を添付の上、申込者に送付する。

- 2．別紙様式 1 の別紙を別添 1 のように改める。
- 3．別紙 1 を別添 2 のように改める。
- 4．別紙様式 2 を別添 3 のように改める。
- 5．別紙様式 2 の次に別添 4 及び別添 5 のように加える。
- 6．別紙 3 第 2 条に次の 2 号を加える。

十一 「E D I 接続」とは、利用者が、自社システムで作成した E D I 電文（電子データ交換用電文）を入出力用プログラムを使用せずにシステムに送受信する方法をいう。

十二 「E D I 仕様」とは、財務省関税局が定める E D I 接続のための仕様をいう。

- 7．別紙 3 中第 1 1 条を第 1 2 条とし、第 1 0 条を第 1 1 条とする。
- 8．別紙 3 第 8 条見出し中「保証及び免責」を「免責事項」に改め、別紙 3 第 9 条第 1 項中「電子計算機について、」の次に「ウィルス対策ソフトを導入する等」を加え、別紙 3 中同条を第 1 0 条とし、第 5 条から第 8 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（E D I 接続）

第 5 条 新規に E D I 接続を行おうとする者は、E D I 仕様に則り自社システムを構築し、E D I 仕様に定める接続試験を行わなければならない。

以上